

令和5年度 第2回
長野市社会福祉審議会資料集

令和 6 年 2 月 1 日 (木)

第二庁舎 10階 講堂

資料一覧

次 第 1ページ

委員名簿 2ページ

諮問事項

資料 No1-1	重度心身障害児福祉年金の支給のあり方について	3 ページ
資料 No1-2	4ページ
資料 No1-3	8ページ

答申事項

資料 No2	令和6年度 長野市の保育所等保育料(利用者負担)について ..	10 ページ
資料 No3	第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)の策定について	12 ページ
資料 No4	第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画の策定 について	13 ページ

参考資料

参考資料①	社会福祉法(抜粋)	14 ページ
参考資料②	長野市社会福祉審議会条例	15 ページ
参考資料③	長野市社会福祉審議会運営要領	19 ページ
参考資料④	長野市職員名簿	20 ページ

別 冊

資料 No3 別冊	第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21) (案)
資料 No4 別冊	第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画 (案)

令和5年度 第2回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和6年2月1日（木）
午後1時から
場所：講堂（第二庁舎10階）

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 新委員紹介
- 4 諮 問
- 5 議 事

(1) 諮問事項

ア 重度心身障害児福祉年金の支給のあり方について

(2) 答申事項

ア 令和6年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

イ 第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画
（あんしんいきいきプラン21）の策定について

ウ 第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画の策定
について

（5福政第168号 令和5年5月30日諮問）

(3) 報告事項

ア 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

- 6 そ の 他
- 7 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	青木 敏明	長野市議会議員	児童福祉	
	手塚 秀樹	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	西沢 利一	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
	堀内 伸悟	長野市議会議員	障害者福祉	
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	井藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	釜田 秀明	長野市医師会 会長	老人福祉	
	小松 仁美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	茅野 理恵	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	水口 崇	信州大学 教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	
	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野商工会議所 副会頭	児童福祉	副委員長
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	中澤 和彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	長戸 桜子	長野県社会福祉士会 副会長	老人福祉	
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸山 勝	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	宮島 孝夫	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	山本 悦夫	NPO法人 ポプラの会 会長	障害者福祉	
	六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	渡邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

障害児の重度心身障害児福祉年金の支給のあり方について

保健福祉部 障害福祉課

1 障害児の重度心身障害児福祉年金の概要

重度心身障害児福祉年金（長野市重度心身障害児福祉年金条例 昭和 58 年）は、障害児の保護者に対し、福祉の増進を図ることを目的として、障害の程度等に応じた現金を年 1 回支給する市単独事業である。

2 支給のあり方検討の理由

平成 27 年度に、長野市社会福祉審議会から「重度心身障害児福祉年金につきましては、障害児の保護者にとって通院、通学、通所の際の移動が負担となっていること及び障害児通所施設が足りないことなどを補う必要があるため、当面は現状のとおり継続することが適切と判断する」との答申を受け、事業を継続してきたところ、既に 8 年を経過し、当時の状況と比べ通所施設の数が増加しており、重度心身障害児福祉年金の支給総額も増加している。

重度心身障害児福祉年金については、対象となる障害児に支給される法定の公的年金又は手当を念頭にした市単独事業としての支給のあり方を検討する必要がある。

3 諮問内容

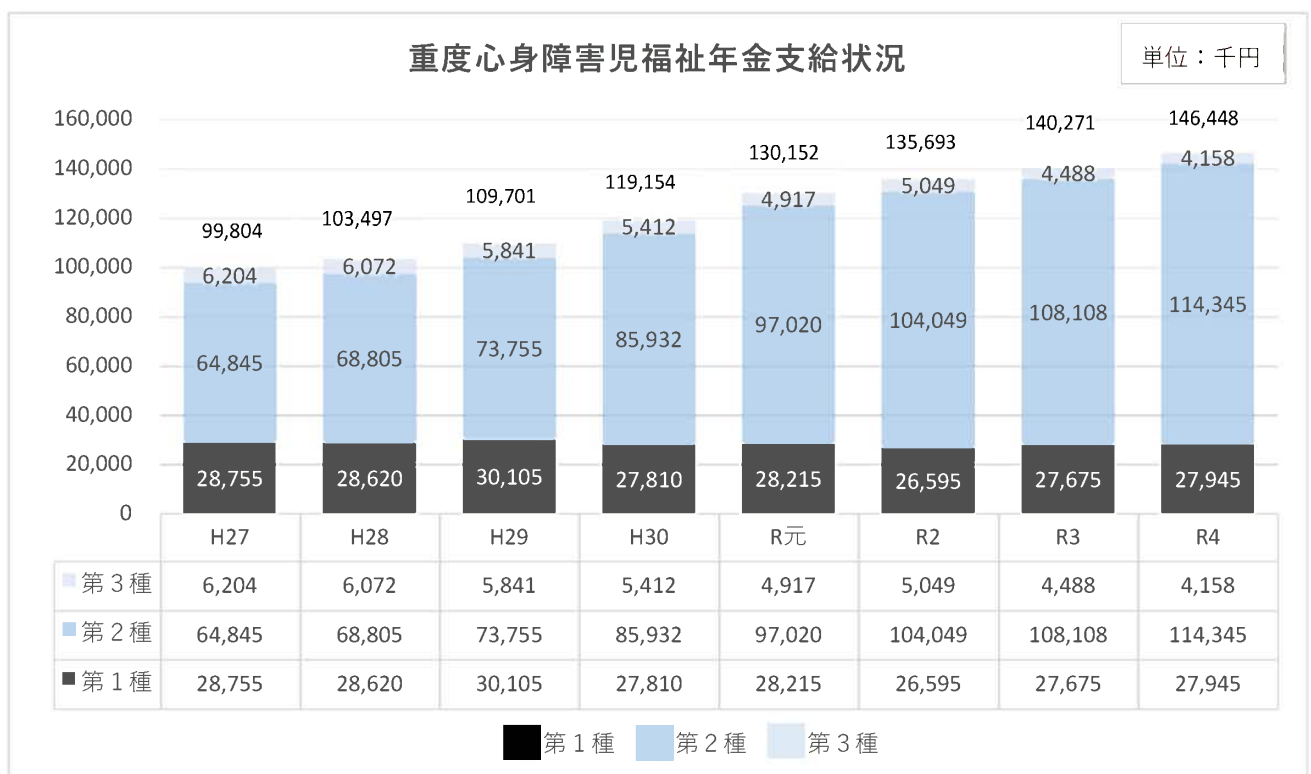
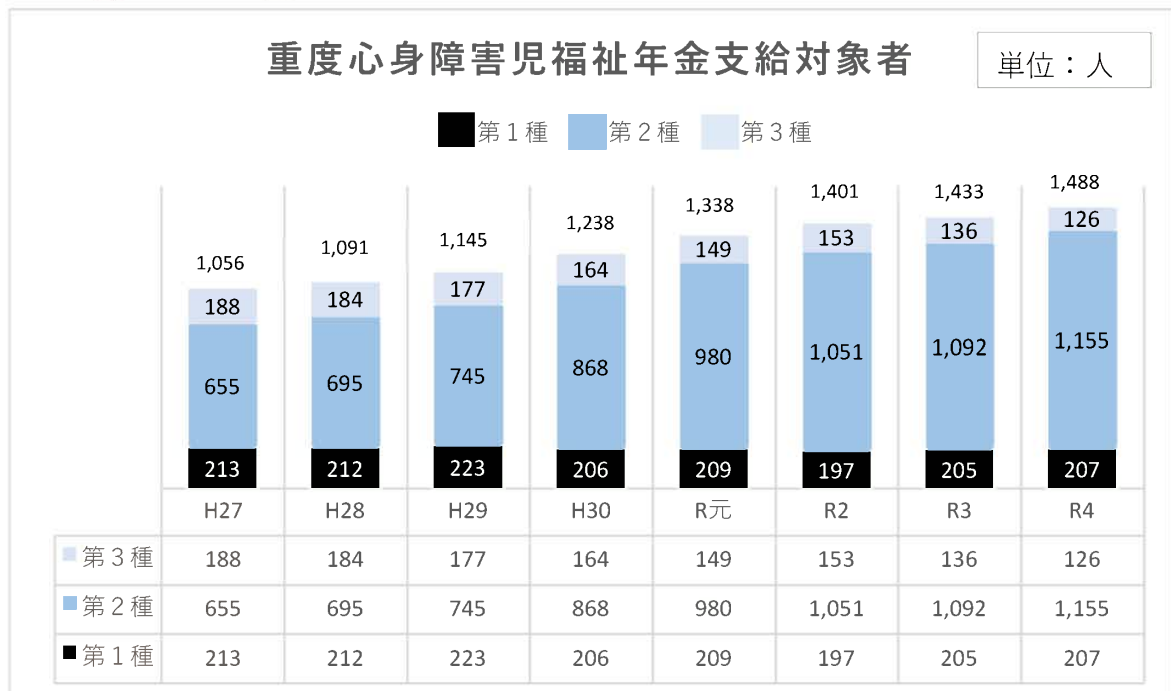
上記理由を踏まえ、当該支給のあり方について、ご審議いただきたい。

1 重度心身障害児福祉年金について

- (1) 根拠 長野市重度心身障害児福祉年金条例
 (2) 対象者 身体障害者手帳1級～4級、療育手帳に該当する障害児の保護者に支給
 (3) 区分

	該当する人 (20歳未満)	年額
第1種障害児	身障手帳1～3級、療育手帳A及びB1の人	135,000円
第2種障害児	身障手帳4級及び療育手帳B2の人	99,000円
第3種障害児	障害児福祉手当受給者(手帳1級程度)の人	33,000円

- (4) 支給 年1回(9月又は3月)
 (5) 支給の状況(平成27年度から令和4年度まで)



2 障害児に対する給付制度について

(1) 特別児童扶養手当（国 10/10）

重度、中度の在宅障害児（身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1、A2、B1に相当、及び同等程度の精神障害）の監護者に支給 所得制限あり（世帯収入、扶養人数）

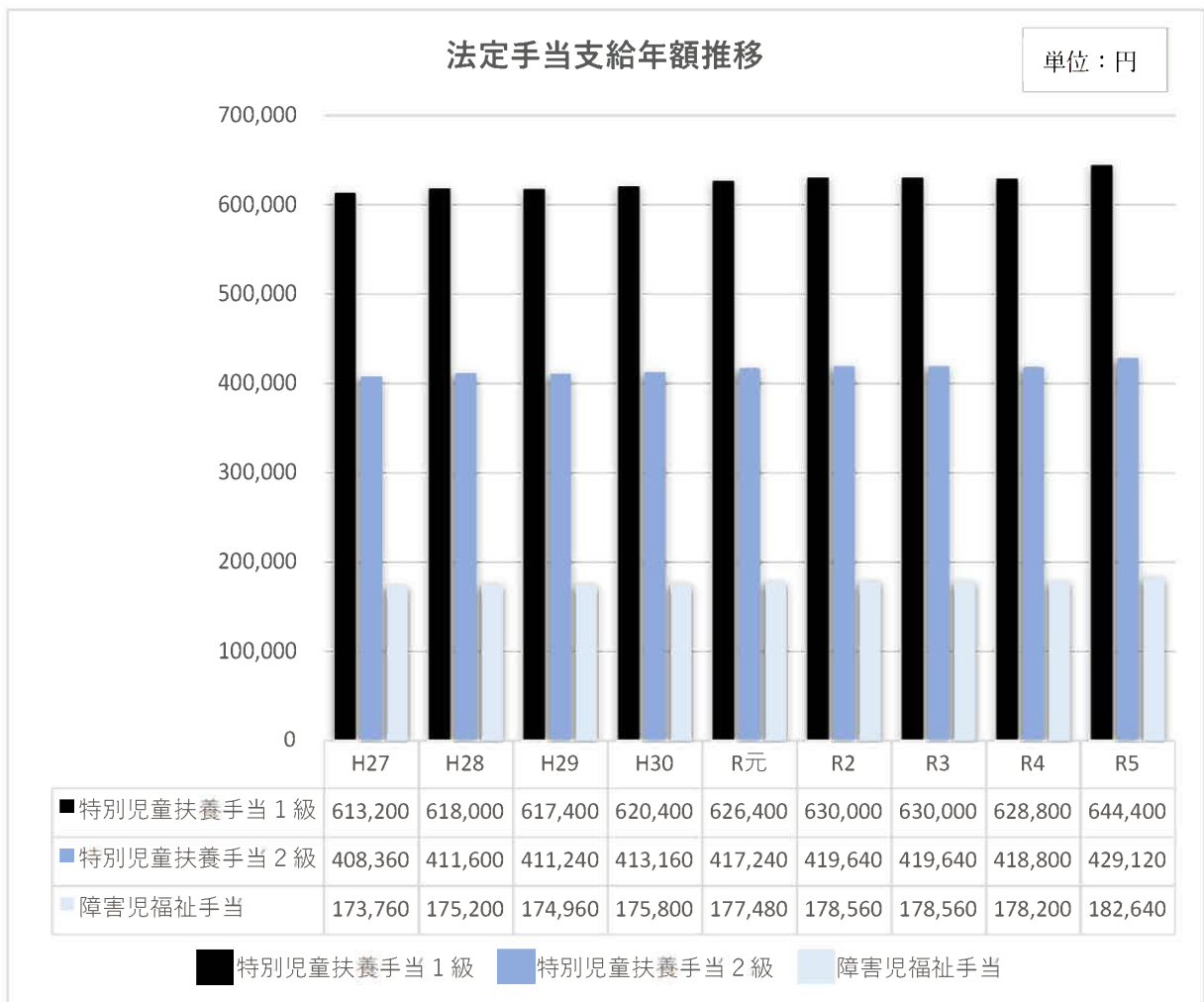
特別児童扶養手当区分1級 月額53,700円（年額644,400円 相当）

特別児童扶養手当区分2級 月額35,760円（年額429,120円 相当）

(2) 障害児福祉手当（国 3/4）

日常生活において常時介護を必要とする在宅障害児に支給

月額15,220円（年額182,640円 相当） 所得制限あり（世帯収入、扶養人数）

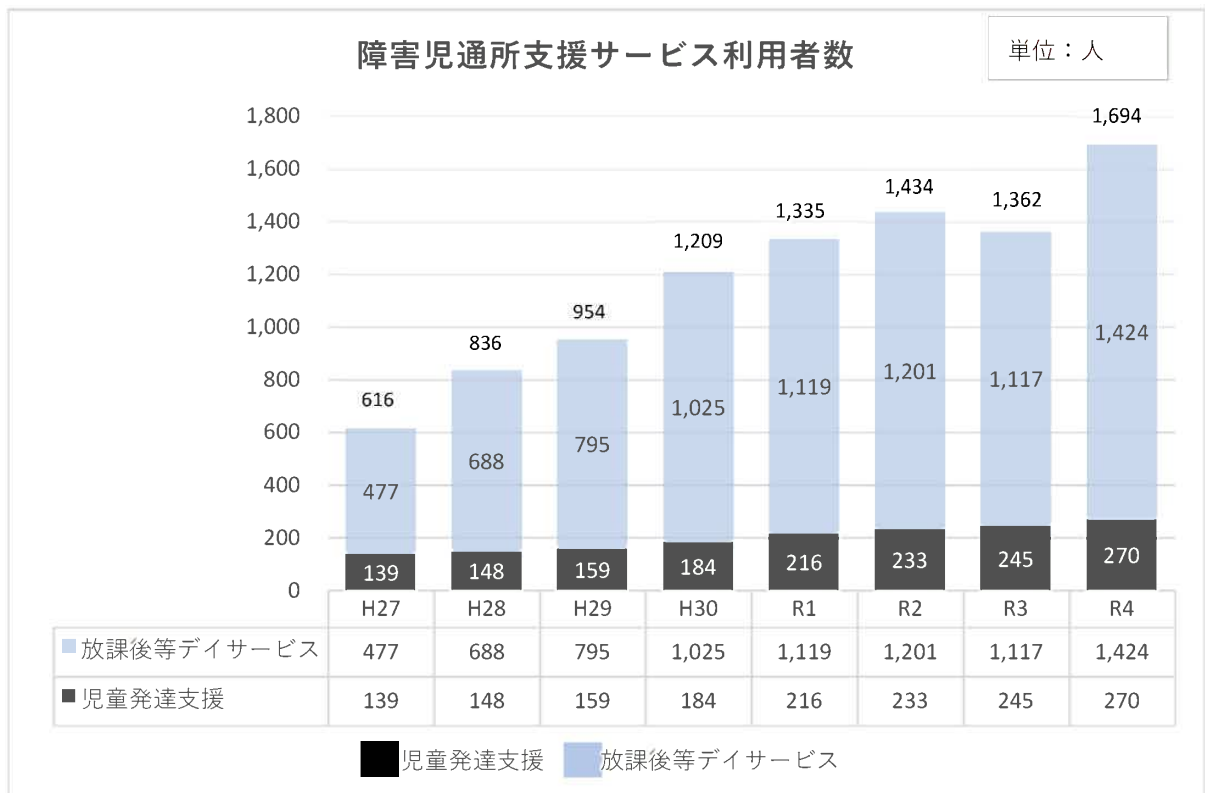
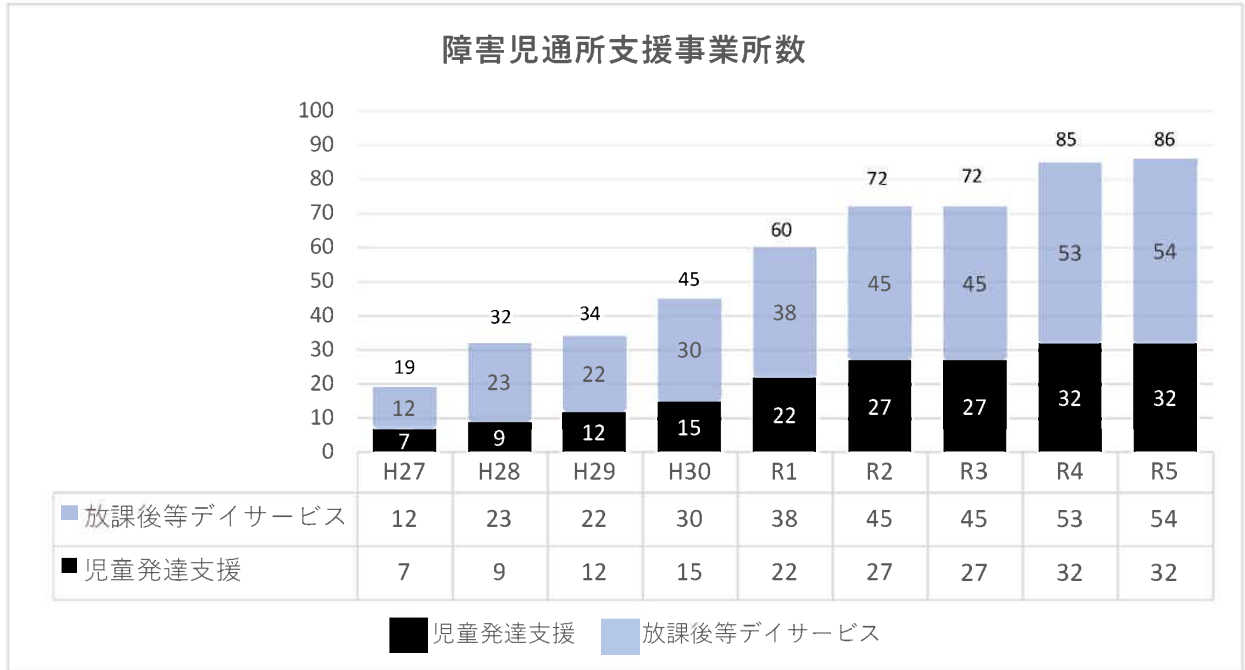


3 障害児通所支援について

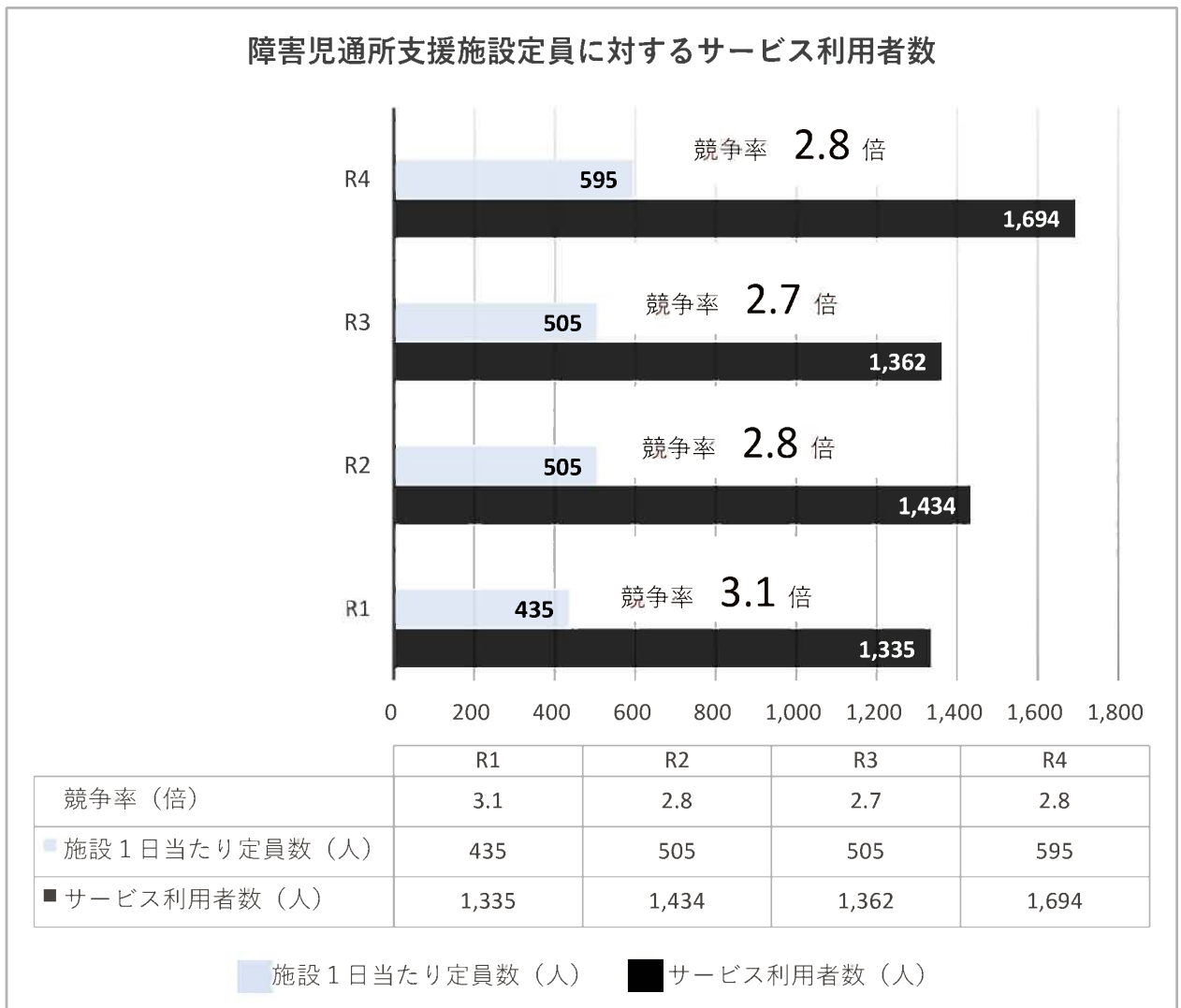
(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

(2) 放課後等デイサービス



4 障害児通所支援施設定員に対するサービス利用者数



資料 No1-3

県内市名	事業名	開始年度	事業の概要	対象者区分	支給金額(円) (年額換算)	受給者	支給の制限	R5予算額 (千円)	R4決算額 (千円)	事業分類
1 長野市	重度心身障害児福祉年金	S58	基準日(7月1日又は1月1日)市内に6ヶ月以上居住する20歳未満の障害児の保護者に年金を支給	①第1種障害児 身障手帳1～3級、療育手帳Aまたは特別児童扶養手当1級認定者 ②第2種障害児 身障手帳4級、療育手帳Bまたは特別児童扶養手当2級認定者 ③第3種障害児 障害児福祉手当受給児	135,000 99,000 33,000	介護者 介護者 介護者		162,915	146,448	手当・年金等
2 上田市	特別児童年金事業	不明	特別児童扶養手当受給者であって障害児福祉手当の支給にならない児童に支給		42,000	障害児	障害児福祉手当受給者	29,190	28,693	手当・年金等
3 岡谷市	家庭介護者慰労金支給事業	S53	特別障害者手当の受給者及び同程度の障害を有する在宅の重度心身障害児・者を6ヶ月以上介護する者に対し支給		100,000	介護者		14,000	12,300	介護給付金
3 岡谷市	家庭介護者慰労金支給事業	S53	市内に居住する重度の障がい児・者を介護する方に対し支給	①カービィ利用者 ②カービィ利用者以外	50,000 70,000	介護者 介護者		2,000	1,620	介護給付金
4 飯田市	重度心身障害児福祉年金	S42	精神又は身体に障がい、を有する20歳未満の児童を監護している父等(特別児童扶養手当受給者及び身障手帳1～4級の児童)	①重度 ②準重度	27,000 12,000	介護者 介護者		3,300	3,121	介護給付金
4 飯田市	重度心身障害者等介護慰労金支給事業	S54	重度心身障害者等の介護者を慰労するため支給		90,000	介護者	市民税課税世帯	16,650	13,860	介護給付金
5 諏訪市	市障害者福祉手当給付事業	H26	在宅の重度心身障害児者を励まし、福祉の増進を図るため支給(支給要件有)		60,000	障害児・者		6,300	5,710	手当・年金等
5 須坂市	在宅重度障害者介護慰労金	H07	常時複雑な介護を必要としている在宅重度心身障害児・者の福祉増進を目的に、重度心身障害児・者と同居し6ヶ月以上介護している者に対し支給		80,000	介護者		2,800	3,520	介護給付金
6 須坂市	在宅福祉介護慰労金支給事業	S59	重度心身障害児・者を3ヶ月以上介護している者に慰労金を支給		96,000	介護者		7,200	6,952	介護給付金
7 小諸市	重度心身障がい者介護慰労金	S43	特別児童扶養手当に該当する障害児の保護者に福祉金を支給		24,000	介護者		4,200	3,888	手当・年金等
7 小諸市	重度心身障がい者介護慰労金	S59	在宅の重度心身障がい者を介護する者に支給		50,000	介護者	市税滞納者	2,250	1,850	介護給付金
8 伊那市	重度心身障害者介護慰労金支給事業	S49	在宅重度心身障害者の介護者に支給		100,000	介護者		1,100	900	介護給付金
8 伊那市	重度心身障害者福祉年金支給	S43	重度の心身障害者に対してその障害程度及び所得に応じ支給	①1種 ②2種 ③3種	60,000 17,000 11,000	障害児・者 障害児・者 障害児・者	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当受給者 公的年金受給者 市民税課税者ほか	100	50	手当・年金等
9 駒ヶ根市	障がい者激励金	S58	障がい者激励金(次に掲げる者に支給 身障1級、療育手帳A・精神1級 ただし在宅公的サービス(特等)等手当や障害福祉サービスを受給している者を除く)		15,000	障害児・者	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害福祉サービス受給者	5,100	4,800	介護給付金
10 中野市	重度心身障がい児(者)介護慰労金支給事業	S58	特別障害者手当受給者又は同程度以上の障がい、を有する3歳以上65歳未満の者を介護している者に慰労金を支給する	①介護期間 6月以上12月未満 非課税世帯 ②介護期間 6月以上12月未満 課税世帯 ③介護期間 12月以上 非課税世帯 ④介護期間 12月以上 課税世帯	25,000 12,500 50,000 25,000	介護者 介護者 介護者 介護者		2,013	1,850	介護給付金

11	大町市	重度心身障害児福祉手当	S43	重度心身障害児を対象としてその保護者に支給			20,000	介護者		3,500	3,540	手当・年金等
12	飯山市	重度心身障害者介護慰労金支給事業	S56	介護評価10点以上又は7点以上で危険行為のある者を6ヶ月以上介護している者・身障手帳1級又は療育手帳A1で介護評価5点以上の者を6ヶ月以上介護している介護人			50,000	介護者		950	800	介護慰労金
13	茅野市	心身障害者福祉金	S46	福祉金を支給	①重度障害児(身障手帳1、2級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級) ②準重度障害児(身障手帳3級、療育手帳B1、特別児童扶養手当2級) ③重度障害者(特別障害者手当と同等の障害のある方)		48,000 24,000 24,000	障害児・者 障害児・者 障害児・者	特別障害者手当、障害厚福 祉手当、経過措置福祉手当 受給者	5,880	5,660	手当・年金等
14	塩尻市	重度心身障害者福祉年金	S42	身障手帳1、2級、精神保健福祉手帳1、2級、療育手帳A1、A2保持者及び特別児童扶養手当1級該当者に年金を支給(施設入所者、市居住3月未満、福祉手当・障害児福祉手当受給者・特別障害者手当受給者、市民税課税世帯は除く)	①20歳未満 ②20歳以上		48,000 36,000	障害児 障害者	特別障害者手当、障害厚福 祉手当、経過措置福祉手当 受給者、市民税課税世帯ほか	20,244	18,873	手当・年金等
15	千曲市	在宅重度障害者介護慰労金	H07	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している者又はこれと同程度以上の障害を有する者の介護者に支給(介護期間6ヶ月以上)			80,000	介護者		6,640	8,080	介護慰労金
16	東御市	在宅重度障害児介護慰労金	S53	20歳未満のA1、A2、B1の知的障害児を介護する保護者に支給(介護期間6ヶ月以上)			80,000	介護者		1,440	1,120	介護慰労金
17	安曇野市	重度心身障害者介護慰労金	S43	20歳未満の身体障害者障害程度等級表に掲げる1～3級までの障害を有する者及び特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給要件に該当する者又は同程度以上の障害を有する在宅の3歳以上65歳未満の者と同居し6月以上日常生活の介護をしている者へ介護慰労金を支給する。			25,000	介護者		5,100	5,175	手当・年金等
		重度心身障害者介護慰労金	H09	特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給要件に該当する者又は同程度以上の障害を有する在宅の3歳以上65歳未満の者と同居し6月以上日常生活の介護をしている者へ介護慰労金を支給する。			50,000	介護者		1,250	1,100	介護慰労金
		重度心身障害者・者福祉金	S43	20歳未満で身障手帳3級以上、療育手帳所持者又は特別児童扶養手当の支給を受ける程度 の障害の状態にある者及び20歳以上で精神障害者手帳2級以上の所持者に支給			24,000	障害児・者		35,760	32,956	手当・年金等
		重度心身障害者介護慰労金	S63	9月1日以前1年間に当該重度の要介護者と同居し、介護期間が180日以上ある特別障害者 手当・障害児福祉手当(3歳以上の療育手帳最重度A1)受給者又は同程度の者)を介護して いる者に介護慰労金を支給			50,000	介護者		5,500	5,250	介護慰労金

令和6年2月1日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

児童福祉専門分科会
会長 水口 崇

令和6年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和5年5月30日付け5福政第168号で諮問のありましたこのことについては、当分科会において慎重に審議をした結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 令和6年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和6年度の保育所等保育料については、国の動向等に大きな変化がないことから、現行の保育所等保育料を据え置きとします。

保育料基準額表は、別紙のとおり

令和6年度保育料基準額表

単位：円

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	市町村民税所得割課税額	0	0	0
E	211,200円以上の世帯	0	0	0

年多
齢子
齢力
制限
なし
ト

多子
カ
カ
小
学
3
年
生
齢
以
下
有
り

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

年多
齢子
齢力
制限
なし
ト

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定 義	保育料(月額)																			
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児													
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	14,000	7,000	0	14,000	7,000
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	19,100	9,550	0	19,100	9,550
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	24,100	12,050	0	24,100	12,050
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	31,000	15,500	0	31,000	15,500
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	39,800	19,900	0	39,800	19,900
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	43,300	21,650	0	43,300	21,650
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	49,700	24,850	0	49,700	24,850
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	52,700	26,350	0	52,700	26,350
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	54,700	27,350	0	54,700	27,350
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	55,700	27,850	0	55,700	27,850

年多
齢子
齢力
制限
なし
ト

多子
カ
カ
小
学
3
年
生
齢
以
下
有
り

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)																			
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児													
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	所得制限あり	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D3	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0

年多
齢子
齢力
制限
なし
ト

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
 - 軽減額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額6,000円の軽減となります。
- ※入居月が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

※ひとり親世帯等には、在宅勤務員(若しと同居の世帯を含みます)。
※市民税額77,100円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によりります。
※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

令和6年2月1日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

老人福祉専門分科会
会長 山岸 明浩

第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画
(あんしんいきいきプラン21)の策定について

令和5年5月30日付け5福政第168号で諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当分科会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン21）の策定については、別冊のとおりです。

令和6年2月1日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

障害者福祉専門分科会
会長 中澤 和彦

第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画の策定について

令和5年5月30日付け5福政第168号で諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当分科会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画の策定については、別冊のとおりです。

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和5年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	白 井 一	
こども未来部長	島 田 浩 司	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	島 田 武 昭	
保健福祉部次長兼生活支援課長	岩 山 兼 司	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	北 原 孝	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	原 宏	
保健福祉部介護保険課長	齋 藤 秀 浩	
保健福祉部障害福祉課長	穂 苺 修 利	
保健福祉部保健所参事兼総務課長（保健所副所長）	河 西 公 志	
保健福祉部保健所健康課長	長 澤 詩 子	
こども未来部こども政策課長	伊 東 彰	
こども未来部子育て家庭福祉課長	宮 下 卓 朗	
こども未来部保育・幼稚園課長	丸 山 隆 文	
こども未来部こども総合支援センター所長	吉 澤 良 美	